

## 愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

### 1 日時

平成18年11月30日(木)午前9時30分～正午

### 2 場所

愛知県自治センター5階研修室

### 3 出席者

委員7名、専門委員4名、説明のために出席した者(環境部職員)21名

### 4 議事の概要

#### (1) 愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて

##### ・事務局

資料1(愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて(答申案))の説明

##### ・質疑

(中村委員)

土石、けい石、耐火粘土なら支障ないと思うが、鉄鉱石の選鉱場を設置する場合などについて、想定される環境影響のマトリックスはこれだけでよいのか。

事務局

環境影響評価に必要な技術的な部分は、別途定めていく。

(中村委員)

鉱物の選鉱を実際に行う場合に、慎重に扱ってもらえばそれでよい。

(加藤久和部会長)

掘削だけでなく製錬の影響も出てくるという懸念ということでよいのか。

事務局

環境影響評価指針の中で、事業ごとにどのような行為が環境に影響を及ぼす要因になるか整理される。このマトリックスは、現在想定される珪砂、耐火粘土で整理したものである。

(加藤雅信委員)

拡大する区域自体が75ヘクタールの場合に条例を適用するとなると、50ヘクタールの拡大を2回行って100ヘクタールに拡大したときは条例が適用されない。変更について、何らかの歯止めがかけられないかと思う。

また、珪砂以外の思わぬものが出てくることもあると思うが、他の都道府県の

条例においては珪砂以外の鉱物についても75ヘクタールで規制しているのか。

事務局

他県の条例では、「鉱物の掘採」と規定しているか「土石」という表現に鉱物を含めて運用しているかのどちらかが多く、鉄鉱石だからといって規制内容を変えているところはない。

(加藤雅信委員)

大体75ヘクタール程度で規制されていると考えてよいか。

事務局

規模要件は各県で様々である。

(加藤雅信委員)

珪砂や耐火粘土以外の鉱物についても、これより厳しい規制をしているところはないと考えてよいか。

事務局

他県では規模要件を100ヘクタールとしているところもあり、他県より緩いとは思っていない。事業実施区域と土地改変区域の両面で縛ることにより効果が上がるものと考えている。

順次拡大していく件については、許認可等に反映させる方途が確保される段階でアセスメントを行うことから、既に行為がされている場合に適用するのは難しい。これは既に条例の対象事業である廃棄物処理施設の変更と同じ取扱いである。

(加藤久和部会長)

大気のディーゼル機関についても、ディーゼル機関等設置指針の対象未満の小型ディーゼル機関がたくさんできたことから、小規模でも複数設置する場合にはその合計の能力で指導対象かどうか判断するという指針の改正がされている。ただ、最初から全体の計画がわかればいいが、新たに変更が生じる場合は規制が難しい。

(加藤雅信委員)

法を潜脱するものはいけないが、事業促進を阻害してもいけない。拡大事業の場合は、既存のものを考慮した上で環境影響評価を行うという手法をとればよいのではないか。

事務局

対象事業の規模については、あるレベルでのすそ切りが必要となってくる。また、すぐ近くで他の事業者が変更規模と同規模の新規事業をする場合とのバランスも考えて、変更と新規は同じ規模とするのが適当と思う。

(篠田委員)

鉱業権を取得しているような者は、300から500ヘクタール程度の土地を

持っていることが考えられる。その場合でも、順次拡大していく方法だと条例がかからないことになる。

事務局

拡大する部分について、全体面積の75ヘクタールだけでなく土地改変区域の37.5ヘクタールの両面で縛ることによって対応していきたい。

(篠田委員)

ドイツでは大規模開発の場合に表土法がかかり、露天掘りの場合でも表土を別の所に移しておいて、事業が終わると元に戻してかつての植生等を保全している。日本にはこのような法律がないが、植生等を回復することが盛り込めないか。

事務局

従前から開発区域内で土量バランスを取るよう指導している。表土の保全は新しい手法であり、万博で取り入れており、今後、アセスの中でも指導していきたい。

(吉田委員)

土壌から有害物質が出てきた場合などについて、どのように対応されるのか。

事務局

アセスメントでは事業者が概況調査を行うことになっており、その中で土地の履歴等から現状が把握され、必要な指導は行っている。

(吉田委員)

調査漏れがあったときはどうなるのか。

事務局

個別法令により対応していく。

また、アセスの審査、指導に当たっては不確実性を補うため、事後の監視計画に基づき適切に監視していくよう指摘するなどしている。今回アセスの対象事業の追加について審議していただいているが、実際に環境影響がどのようになるのかという問題も含めて事務局でしっかり対応していきたいと考えている。

(加藤久和部会長)

それでは、答申案について異議なしと認め、「愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて(答申)」を森嶋会長に報告しておきます。

## (2) 環境基本計画の変更について

### ・事務局

資料2(愛知県環境基本計画(平成14年9月策定)の点検と進捗状況)及び資料3(環境基本計画の点検を踏まえた改定の方角)の説明

### ・質疑

(加藤雅信委員)

資料2の13頁の汚水処理人口普及率について、県内の地域別状況はどうなっているか。

事務局

名古屋市内は100パーセントに近いが、名古屋市外を含めると平成17年度において78パーセントという状況である。

(加藤雅信委員)

名古屋市を除く地域がかなり低いことになると思うがその原因は何か。

事務局

県内の下水道整備事業の遅れがある。愛知県は、し尿処理浄化槽の普及率が非常に高く、雑排水の処理だけが進んでいなかったという状況があり、下水道の設備投資をするという機運が他府県に比べて遅れていたと考えられる。

(加藤雅信委員)

汚水処理率が悪いと具体的にどういう環境上の問題が生じるか。

事務局

水質の汚濁負荷量の半分以上が生活系の排水であり、放置しておくこととして伊勢湾の汚濁の問題になる。

(加藤雅信委員)

取組を加速させていく必要があると考えているのか、全国と同じような伸びでよいと考えているのか。

事務局

重点地域を定めて、合併浄化槽への切替えや新規設置の推進をするなど、生活排水処理率の向上を進めていきたいと考えている。

(吉田委員)

河川のBODは規制されているので河川は早くきれいになるが、結果として規制のないCODが海に流れていくため、海域の改善は河川に比べて遅れると考えてよいか。

事務局

生活排水からのBODを下げれば海のCODも下がる傾向があり、それぞれ削減目標を立て対策を講じているところである。現在第6次の総量削減計画を策定中である。

(中村委員)

廃棄物部会で検討している廃棄物処理施設での処理率という観点から言えば、平成16年度において、し尿、浄化槽合わせ80パーセントが処理されており、平成18年度からロンドン条約で禁止される海洋投棄を合わせると約90パーセ

ントの処理率となる状況であることを付け加えておく。

(加藤久和部会長)

愛知県は全国有数の農業県でもあるので、農業排水も多いのではないかと。

事務局

農林水産部では、環境保全型農業の推進ということで家畜糞尿処理への補助金や田畑の施肥の仕方の技術的改善などの施策を進めてきており、これらを含めて関係部局と連携を取りながら次期総量削減計画の中でどこまで対策を取り得るか検討していく。

(北田委員)

窒素については、酸性雨などの降水起源のものが下水処理場からの放流と同じくらいあるので、大気環境についても考える必要がある。

大気について言えば、環境基準達成率などの経年変化は順調にきているのでこのまま続けていくことになるだろうが、光化学オキシダントが課題になる。これは化学生成物であるため、個別の排出量削減対策だけでなく総合的な視点が必要となる。

環境基準が守られていれば人間の健康は保てるという前提があると思うが、将来的なことも含め健康影響についても意識しておくことが安心につながる。

資料3の現行基本計画の基本的考え方の中の「多様な手法を活用した社会経済への環境配慮」から、改定後の基本計画の基本的考え方の「環境と経済が好循環する「ものづくり県」の創造」にするとトーンダウンの方向になる気がする。温室効果ガス対策にしても「多様な手法を活用した社会経済への環境配慮」をやらないと目標を達成できないと思う。目標を掲げるときに、具体的にどうするのかを意識して計画を作らないと本当にその目標を達成することはできない。資料2別紙1の共生の中の緑地の保全にしても、具体的な方策がなければ実現できるとは思えない。

事務局

この5年間で、環境に配慮しない企業は先行きが暗いという状況になってきている。例えば、ハイブリッド自動車を作る技術が環境に寄与し、企業の事業活動の収益にもつながっていく。この地域の活力を引き上げるのにも環境が大きな要素になると考えている。

資料2別紙2の15頁の環境リスク対策のリスクコミュニケーションなどがこれまででない新しい対応になると考えているが、行政としては現行の環境基本計画の理念は承継していき、多様な手法の検討は今後も継続して行っていくつもりである。改定後の基本計画の環境政策の方向が、もう少し前へという内容になっていたのでは記載しきれない部分もあった。

(清水専門委員)

理念の中に環境の問題と人間との関わりがないので、これが理念というのが理解し難く感じた。また、循環と共生を分けて書いてあるが、共生には人間と自然の循環が含まれるような気がする。

資料2別紙2の13頁の土壌・地下水汚染の保全に関して、工場跡地などでの土壌・地下水汚染問題について愛知県でどの程度あるのか聞きたい。17頁の自然公園面積の減少については、自然公園区域を解除したところがあるのか聞きたい。

また、現行計画の色々な指標があるが、これは目標値と行政実績などが混在している。環境基本計画では、環境基準を達成してさらに何をやるかというような目標を立てるのか、国土交通省が導入している様に、住民にとってどうなるかという成果指標を定めるのか、いろいろな事が考え得る。その意味で、愛知県民の満足度を住民アンケートの実施結果や苦情処理件数の動向などにより示してもらえたらと思う。

事務局

土壌・地下水の汚染の状況については、条例・法律による規制以外の土地取引での調査義務付けによるものやISO14001により事業者自ら発見する事例があり、件数は一月数件程度である。

自然公園面積の推移については、2002年度から2003年度にかけて約1,000ヘクタール減少しているが、これは三河湾国定公園と南知多県立自然公園を縮小しているものである。自然公園は、県内11箇所、県土の17パーセントの面積を指定しているが、土地所有権に関わりなく指定しているため手続を踏んで開発が進むとやむを得ず除外している。近年では、自然環境保全部会において自然公園面積の総量の維持が大切との指摘もあることから、できる限りすぐれた自然、希少動植物がいる区域については編入を心掛けるようにしており、今年度は飛騨木曾川国定公園について編入を含めた見直しをしている。

あいち環境社会の理念は、あるべき理想とする状態を表したものであるため人が出てこないが、長期的目標を掲げてあいち環境社会を実現しようとするものであるため、この長期的目標の共生、安心、協働の中に人との関わりが出てくる。

(中村委員)

環境基本計画は個別計画をまとめたものなのか。環境基本計画と個別計画との関係も問題である。

(加藤久和部会長)

今後の議論になるが、環境面でこうすべきであるという大枠である環境基本計画が先にあって、それを受けた個別計画があるということになるのではないかと。

(井上専門委員)

資料3の基本的考え方の「ものづくり」であるが、私はこちらのほうがよいと思う。単純に考えると環境と経済は相反するものであるが、政策であるのでそこに知恵と工夫が必要になるところである。県の基本計画が国の焼き直しにならないためにも愛知らしさを掲げるべきということに異論はないと思うが、具体的にどうするのかという中身に検討を要するところであり、地域づくりのあらゆる面に環境の視点をという環境政策の方向もこの点を意識したものと理解した。

(加藤雅信委員)

方向性には賛成だが、「地球にやさしいものづくりを目指して」などという副題があれば誤解を招かないと思う。

(北田委員)

県が将来の低炭素社会の予行練習をする必要があるかどうかはわからないが、環境と経済の好循環では、このような現在採算がとれないが将来必要となる取組などが落ちてしまうのではないかと感じた。

事務局

多様な手法の活用については落とすことはせず、森林環境税や補助金などの施策は展開していく。ただ、全てに関わることでもあり、産業廃棄物税などかなり施策も出そろってきていることから、基本的考え方ではなく施策の中で記述したいと考えこのような構成になった。

(芹沢委員)

個別施策で環境配慮が行われても、全体では環境配慮が行われていないということも起こり得る。環境と経済の好循環の話をするからには、どこかで総量規制の問題を入れておきたい。

(井上専門委員)

一つ一つの環境指標だけではなく県民一人一人の生活がどうなっていくかということが大事であり、そのような大きな視点でまとめるというのが今回の流れではないかと私は理解した。

(芹沢委員)

県民の満足度が上がると基本的に環境負荷は大きくなる。自然は有限であるので、我々は限りなく発展することはできないということを押さえておく必要があり、環境教育の問題になる。

(井上専門委員)

この冊子を誰が読み、誰の役に立つのかを明確にしておく必要はあると思う。

(清水専門委員)

基本的考え方については、「環境と経済」の後に「ものづくり」が来ると、サー

ビス業はどうなんだということになり、急に議論が狭くなる気がした。また、「環境配慮の浸透」と「自主的取組の促進と連携」は、裏表であるのでどちらか一つになる。「環境重視」という考え方は環境基本計画では当たり前のことである。

理念については、あいち環境社会は平板な言葉であり、環境基本計画が目指すべき方向を示したものであるという理解はできないので、持続する社会などという他の言葉に替えたほうが良い。

(加藤久和部会長)

あいち環境社会は、方向も、目標も、内容も書かれていない感じがする。理念は、どういう社会を目指すのか、その方向を示すようなものでありたい。

(加藤雅信委員)

環境資源は有限であるので、それを使うというネガティブな面があるのは否定できないが、「ものづくり」という言葉を入れることでネガティブな側面だけを見ているのではなく、環境と経済が両立する姿勢を示すことは大事だと思う。

(清水専門委員)

基本的な考え方の中に「持続可能な県土」とあるが、人間が住む社会、都市生活、都市空間が出てくるようになればよいと思う。

(加藤久和部会長)

「県土や自然の形成」はあまりにも即物的な印象がする。

事務局

今回はイメージをより明確にさせていただくため具体的な施策を説明させていただき、その分類がここに示した方向でいいのかというような議論をしていただきたいと思います。

今回説明できなかった資料4（新しい環境基本計画の骨子案）及び資料5（新しい環境基本計画に盛り込むべき主な施策(案)）については、本日の議論を踏まえて見直したい。

(加藤久和部会長)

資料3についても、各委員から意見等を踏まえ、あり得るオプションを考え見直してもらいたい。

以 上